

建管第416-5号
平成24年9月10日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長
(公印省略)

埼玉県土木工事委託業務実務要覧の一部改正について

標記について、下記のとおり一部改正することとしましたので、参考までに送付します。

記

(1) 土木設計業務共通仕様書の一部改正

- ①改正箇所 土木設計業務共通仕様書 第5編道路編、第9章道路施設点検の追加
- ②改正概要 「道路防災カルテ点検」を追加します。
- ③適用年月日 平成24年10月1日から適用します。
(埼玉県標準積算基準書の適用開始と同時)

(2) 埼玉県標準委託契約約款及び土木設計等標準委託契約約款様式の一部改正

- ①改正箇所 埼玉県標準委託契約約款及び土木設計等標準委託契約約款の様式追加、変更
- ②改正概要 「担当技術者」欄を追加するとともに、委託業務別に様式を分離します。
- | | | |
|----------------------|---|---------------|
| ・ 測量作業共通仕様書 第9条 | } | 技術管理者
等通知書 |
| ・ 地質・土質調査共通仕様書 第109条 | | |
| ・ 土木設計業務共通仕様書 第1108条 | } | 管理技術者
等通知書 |
- ③適用年月日 平成24年10月1日以降に締結される契約から適用し、平成24年9月30日までに締結した契約については、なお従前の例による。

(3) 注意事項

①新旧対照表並びに改正された実務要覧は、以下の建設管理課ホームページにて閲覧できます。

「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/doboku-itaku-jitumuyouran.html>

②当面、改正された実務要覧の冊子を印刷する予定はありません。最新版は、上記の建設管理課ホームページにて確認してください。

担 当：県土整備部 建設管理課
技術管理担当 坂田、宮寄

電 話：048-830-5201

F A X：048-830-4868

e-mail：a5190-02@pref.saitama.lg.jp

第1編 共通編

主要技術基準及び参考図書

(改正部分のみ)

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木学会基準	土木学会	H 3. 10
	(略)		
70	昇降機設計・施工上の指導指針	昇降機安全協会	H 7. 3
71	日本下水道協会規格 (JSWAS)	日本下水道協会	—
〔2〕 河川・砂防・ダム関係			
1	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4
2	改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H 9. 10
	(略)		
73	軟岩の調査・試験の指針(案)	土木学会	H 3. 11
74	原位置岩盤試験法の指針 -平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12
〔3〕 道 路 関 係			
1	道路設計基準 道路編	埼玉県	H17. 3
2	道路設計基準 橋りょう編	埼玉県	H17. 3
	(略)		
123	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	道路技術研究会	H14. 3
124	林道規程-解説とその運用-	日本林道協会	H14. 5
<u>125</u>	<u>防災カルテ作成・運用要領</u>	<u>道路保全技術センタ</u> <u>ー</u>	<u>H 8. 12</u>
〔4〕 電 気 ・ 機 械 ・ 設 備 等			
1	日本電機工業会 (JEM) 規格	日本電機工業会	—
2	(解説) 電気設備の技術基準	経済産業省・資源エネルギー庁	H14. 1
	(略)		
8	機械設備工事共通仕様書	公共建築協会	H13. 3
9	建築工事共通仕様書	公共建築協会	H13. 3

注意：最新版を使用するものとする。

第5編 道路編

第1～8章 (略)

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類トンネル設計の種類

第5901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

(1) 道路防災カルテ点検

第2節 道路防災カルテ点検

第5902条 道路防災カルテ点検

1 業務目的

道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 防災カルテを用いた点検

受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。

(3) 防災カルテ修正

受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。

なお、修正方法については、事前に監督員と協議のうえ承諾を得ること。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 成果品

第5903条 成果品

受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

(埼玉県委託契約約款第6条関係)

(埼玉県測量作業共通仕様書第8条、第9条関係)

(埼玉県地質・土質調査共通仕様書第108条、第109条関係)

様式2号-2

技術管理者等通知書

平成 年 月 日

(あて先)

発注者

受注者

印

下記のとおり 技術管理者等を定めたので、埼玉県委託契約約款第6条並びに
埼玉県測量作業共通仕様書第8条、第9条／埼玉県地質・土質調査共通仕様書
第108条、第109条の規定により別添経歴書を添えて通知します。

記

委託業務の名称			
履行場所			
履行期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
委託金額			
現場責任者			
技術管理者			
<u>担当技術者</u>		<u>担当内容：</u>	
		<u>担当内容：</u>	
		<u>担当内容：</u>	

※担当技術者は3名までとする。

(埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款第10条、第11条関係)

(埼玉県土木設計業務共通仕様書第1106条、第1107条、第1108条関係)

様式2号-3

管理技術者等通知書

平成 年 月 日

(あて先)

発注者

受注者

印

下記のとおり管理技術者等を定めたので、埼玉県土木設計業務等委託契約約款第10条及び第11条、並びに埼玉県土木設計業務共通仕様書第1106条、第1107条、第1108条の規定により別添経歴書を添えて通知します。

記

委託業務の名称			
履行場所			
履行期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
業務委託料			
管理技術者			
照査技術者			
<u>担当技術者</u>		<u>担当内容：</u>	
		<u>担当内容：</u>	
		<u>担当内容：</u>	

※担当技術者は3名までとする。

新旧対照表

新旧対照表

改 正			
埼玉県土木設計業務共通仕様書			
第 2 共通仕様書			
第 1 編 共通編			
主要技術基準及び参考図書			
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
	(略)		
〔2〕 河川・砂防・ダム関係			
	(略)		
〔3〕 道 路 関 係			
1	道路設計基準 道路編	埼玉県	H17. 3
	(略)		
124	林道規程一解説とその運用 —	日本林道協会	H14. 5
125	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H 8.12
〔4〕 道 路 関 係			
	(略)		
注意：最新版を使用するものとする。			
第 2 編～第 4 編 (省略)			

現 行			
埼玉県土木設計業務共通仕様書			
第 2 共通仕様書			
第 1 編 共通編			
主要技術基準及び参考図書			
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
	(略)		
〔2〕 河川・砂防・ダム関係			
	(略)		
〔3〕 道 路 関 係			
1	道路設計基準 道路編	埼玉県	H17. 3
	(略)		
124	林道規程一解説とその運用 —	日本林道協会	H14. 5
〔4〕 道 路 関 係			
	(略)		
注意：最新版を使用するものとする。			
第 2 編～第 4 編 (省略)			

第5編 道路編

第1章～第8章 (省略)

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類

第5901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

(1) 道路防災カルテ点検

第2節 道路防災カルテ点検

第5902条 道路防災カルテ点検

1 業務目的

道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 防災カルテを用いた点検

受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。

(3) 防災カルテ修正

第5編 道路編

第1章～第8章 (省略)

第9章 (新規)

受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。

なお、修正方法については、事前に監督員と協議のうえ承諾を得ること。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 成果品

—

第5903条 成果品

受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

第5 様式編

- 1 埼玉県標準委託契約約款及び埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款に基づく様式

様式1号 (略)

第5 様式編

- 1 埼玉県標準委託契約約款及び埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款に基づく様式

様式1号 (略)

様式2号-1 現場責任者等通知 (変更なし)

(国土形成法第10条第4項第6号関係)
様式2号-1 現場責任者等通知書

平成 年 月 日

(あて先)
発注者

受注者 印

下記のとおり 現場責任者等を定めたので、国土形成法第10条第4項第6号の規定により別添録票を添えて通知します。

記

委託業務の名称	
履行場所	
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
委託金額	
現場責任者	
技術管理者	

632-1

様式2号-1 現場責任者等通知

(国土形成法第10条第4項第6号関係)
様式2号-1 現場責任者等通知書

平成 年 月 日

(あて先)
発注者

受注者 印

下記のとおり 現場責任者等を定めたので、国土形成法第10条第4項第6号の規定により別添録票を添えて通知します。

記

委託業務の名称	
履行場所	
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
委託金額	
現場責任者	
技術管理者	

632-1

様式2号-2 技術管理者等通知

(国土形成法第10条第4項第6号関係)
(国土形成法第10条第4項第6号関係)
(国土形成法第10条第4項第6号関係)
様式2号-2 技術管理者等通知書

平成 年 月 日

(あて先)
発注者

受注者 印

下記のとおり 技術管理者等を定めたので、国土形成法第10条第4項第6号関係(国土形成法第10条第4項第6号関係)の規定により別添録票を添えて通知します。

記

委託業務の名称	
履行場所	
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
委託金額	
現場責任者	
技術管理者	
担当技術者	担当内訳: 担当内訳: 担当内訳:

担当技術者は3名以内とする。

632-2

様式2号-2 管理技術者等通知

(国土形成法第10条第4項第6号関係)
様式2号-2 管理技術者等通知書

平成 年 月 日

(あて先)
発注者

受注者 印

下記のとおり 管理技術者等を定めたので、国土形成法第10条第4項第6号関係(国土形成法第10条第4項第6号関係)の規定により別添録票を添えて通知します。

記

委託業務の名称	
履行場所	
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
業務委託料	
管理技術者	
所長技術者	

632-2

様式2号-3 管理技術者等通知

(国土交通省令第10号、第11条関係)
(国土交通省令第11号、第11条関係)
様式2号-3
管理技術者等通知書

平成 年 月 日

(あて先)
発注者

受注者 印

下記のとおり管理技術者等を定めたので、国土交通省令第10号及び第11条、並びに国土交通省令第11条第1項第1号、第11条第2号、第11条第3条の規定により別添録票を添えて通知します。

記

委託業務の名称	
履行場所	
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
業務委託料	
管理技術者	
調査技術者	
担当技術者	担当内記上
	担当内記上
	担当内記上

※担当技術者は3名までとする。

422-3

様式3～9号 (略)

様式

(新規)

様式3～9号 (略)